

自動車区分の相違

・道路運送車両法施行規則第2条

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長	幅	高さ
普通自動車	・小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車			
小型自動車	・四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの(内燃機関(ジーゼル機関を除く)を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が 2.00L 以下のものに限る)。	4.70m 以下	1.70m 以下	2.00m 以下
	・二輪自動車(側車付二輪自動車を含む)及び三輪自動車で軽自動車、大型特殊二輪自動車及び小型特殊自動車以外のもの。			
軽自動車	・二輪自動車(側車付自動車を含む)以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち小型特殊自動車及びポール・トレーラ以外のもの(内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が 0.660L 以下のものに限る)。	3.30m 以下	1.40m 以下	2.00m 以下
	・二輪自動車(側車付二輪自動車を含む)で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち小型特殊自動車以外のもの(内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が 0.250L 以下のものに限る)。	2.50m 以下	1.30m 以下	2.00m 以下
大型特殊自動車	・カタビラを有する自動車、ロード・ローラ、タイヤ・ローラ、ロード・スタビライザ、タイヤ・ドーザ、グレーダ、スクレーパ、ショベル・ローダ、ダンパ、モータ・スイーパー、ホーク・リフト、ホイール、クレーン、ストラドル・キャリア、アスファルト・フィニッシャ、ホイール・ハンマー、ホイール・ブレーカ、ホーク・ローダ、農耕作業用自動車、ロータリ除雪自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車及び土木作業用けん引自動車で軽自動車及び小型特殊自動車以外のもの、ポール・トレーラ並びに運輸大臣の指定する特殊な構造を有する自動車			
小型特殊自動車	・カタビラを有する自動車、ロード・ローラ、タイヤ・ローラ、ロード・スタビライザ、タイヤ・ドーザ、グレーダ、スクレーパ、ショベル・ローダ、ダンパ、モータ・スイーパー、ホークリフト、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア・アスファルト・フィニッシャ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカホーク・ローダ、ターレット式構内運搬自動車、農耕作業用自動車、土木作業用けん引自動車及び運輸大臣の指定する特殊な構造を有する自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度、5km/h 以下のもの(内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が 1.50L 以下のものに限る)。	4.70m 以下	1.70m 以下	2.00m 以下

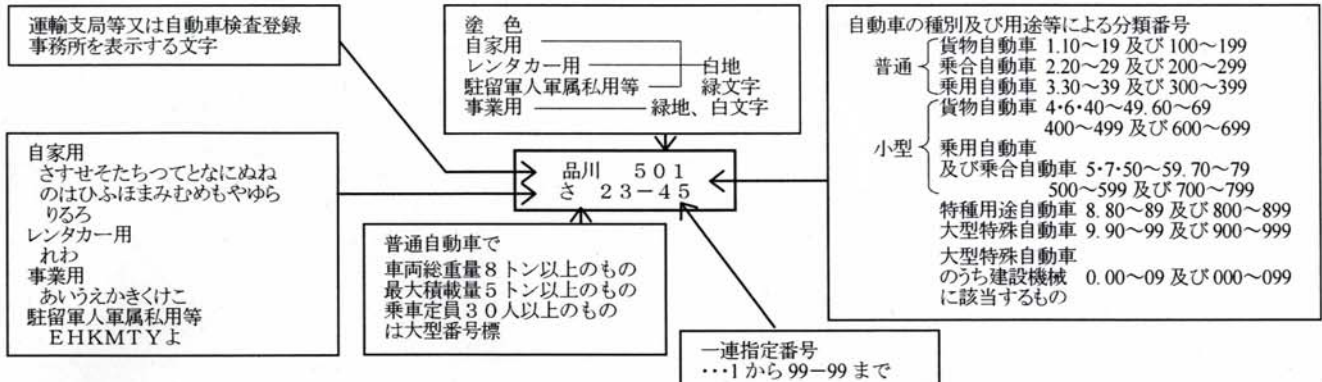
・道路交通法施行規則第2条

自動車の種類	車 体 の 大 き さ 等			
大型自動車	・大型特殊自動車、自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量 8,000kg 以上のもの、最大積載量が 5,000kg 以上のもの又は乗車定員が 11人以上のもの。			
普通自動車	・車体の大きさ等が、大型自動車、大型特殊自動車、自動二輪車又は小型特殊自動車について定められた大きさ等のいずれにも該当しない自動車。			
大型特殊自動車	・カタピラを有する自動車(内閣総理大臣が指定するものを除く。)ロード・ローラ、タイヤ・ローラ、ロード・スタビライザ、タイヤ・ドーザ、グレーダ、スクレーパ、ショベル・ローダ、ダンパ、モータ・スイーパー、ホーク・リフト、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、アスファルト・フィニッシャ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、ホーク・ローダ、農耕作業用自動車、ロータリ除雪車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車及び内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車で、小型特殊自動車以外のもの。			
自動二輪車	・二輪の自動車(側車付のものを含む)で、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの。			
小型特殊自動車	・カタピラを有する自動車、ロード・ローラ、タイヤ・ローラ、ロード・スタビライザ、イヤ・ドーザ、グレーダ、スクレーパ、ショベル・ローダ、ダンパ、モータ・スイーパー、ホーク・リフト、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、アスファルト・フィニッシャ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、ホーク・ローダ、農耕作業用自動車及び内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車で車体の大きさが右欄に該当するもののうち、15km/hを超える速度を出すことができない構造のもの(内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が 1.50L 以下のものに限り)。	車体の大きさ		
		長さ	幅	高さ
		4.70m 以下	1.70m 以下	2.00m 以下

・道路構造令第4条第2項(設計車両)

諸元 (単位m)	長さ	幅	高さ	前 端 オーバ ハング	軸 距	後 端 オーバ ハング	最小 回転 半径
設計車両							
小型自動車	4.7	1.7	2	0.8	2.7	1.2	6
小型自動車等	6.0	2.0	2.8	1.0	3.7	1.3	7
普通自動車	12	2.5	3.8	1.5	6.5	4	12
セミトレーラ連結車	16.5	2.5	3.8	1.3	前軸距 4 後軸距 9	2.2	12

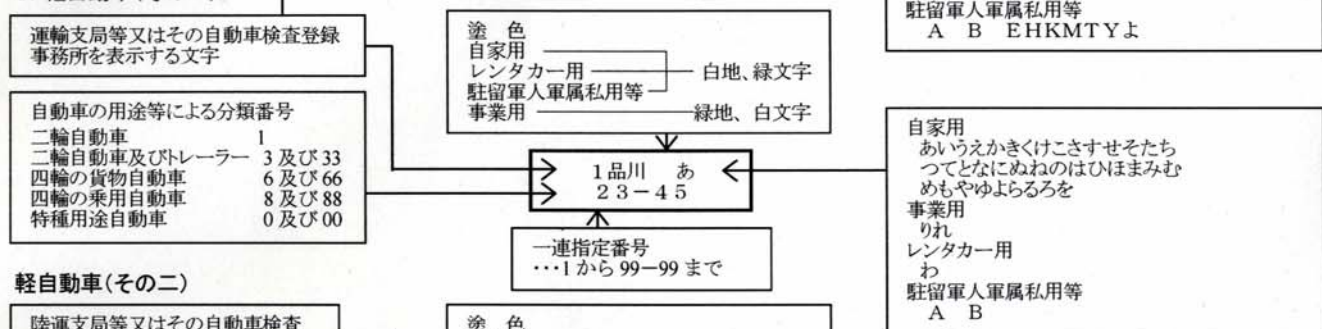
1. 登録自動車



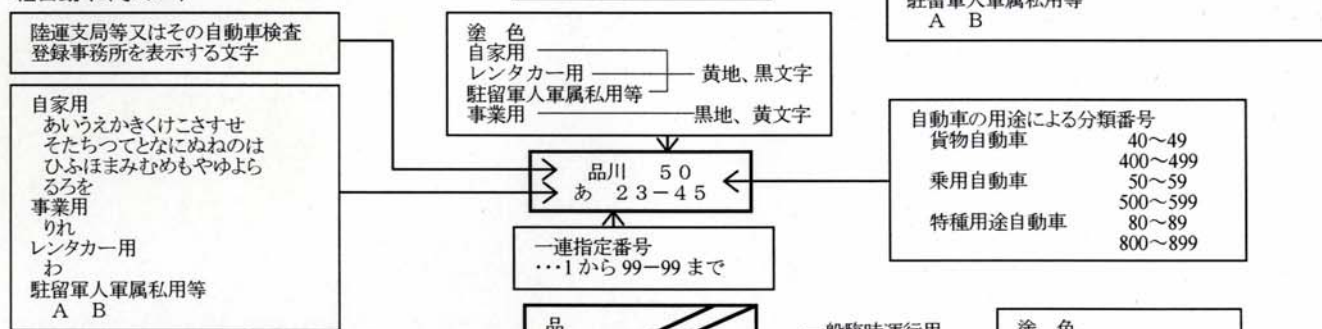
2. 小型二輪自動車



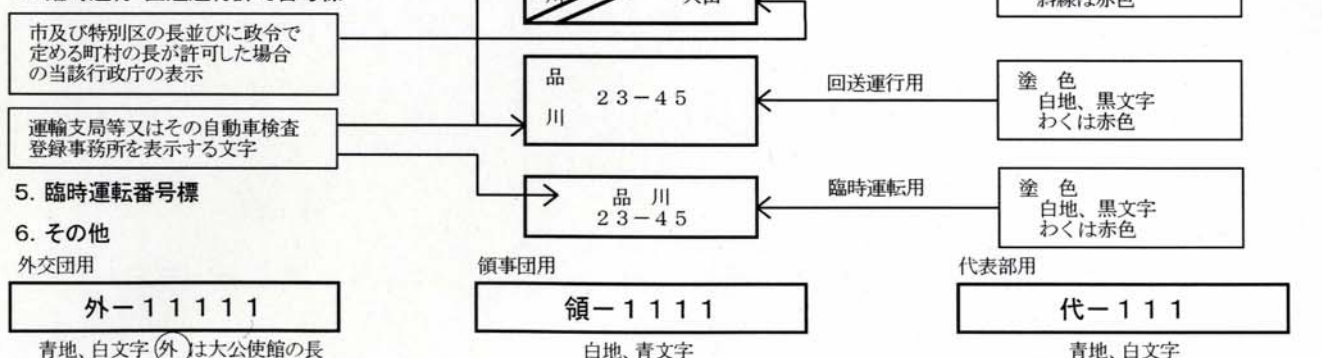
3. 軽自動車(その一)



軽自動車(その二)



4. 臨時運行・回送運行許可番号標



出典：国土交通省「陸運統計要覧」平成16年版